独立行政法人・日本スポーツ振興センター

災害共済給付制度について

北海道紋別高等養護学校

学校の管理下で発生した災害が原因による･･･

- 通院にかかる**医療費**
- 障害に対する**障害見舞金**
- 死亡に対する**死亡見舞金**等

･･･が給付される制度です。

◎学校の管理下とは･･･



授業中



部活動



登下校



学校行事

その他に
- **休憩時間**
- **学校給食**
- **寄宿舎**
- **現場実習**

など

◎医療費給付申請の条件

（１） １回の通院で**１５００円以上**を窓口で支払った場合。

（２）同じ傷病で複数回通院し、医療費の合計が**１５００円を超えた**場合。

（３）医療機関の診療費と調剤薬局での調剤費の合計が**１５００円を超えた**場合。

※健康保険証を使用しない場合、（１）～（３）のいずれも５０００円以上が対象となります。

※生活保護や各種受給証などを使用し、自己負担が１５００円以下であった場合も、傷病に対する医療点が５００点以上であれば申請が可能です。一度、保健室にご相談ください。

◎申請手続きについて

（１）学校管理下の災害により通院した場合は、**必ず学校にご連絡ください。**

（２）連絡を受けましたら、申請に関わる書類をお渡しします。

（３）連絡を受けてから給付金が支給されるまでには、**３か月程度かかります。**

（４）申請書類等に不備がある場合は給付の遅延、傷病と学校災害との因果関係が認められない場合は給付が受けられない場合がありますのでご了承ください。